



目次

・第1回自然エネ市民委員会開催される(畑直之)-----	--1
・ヨハネスブルク・サミット代表団に同行して(下平真弓)-----	-----2
・欧州の自然エネルギー政策動向(飯田哲也)-----	-----2
・欧米でめざましく伸びる「グリーン電力」(大林ミカ)-----	-----3
・インターンシップと情報公開請求について(笹川桃代)-----	-----4
・編集後記 他-----	-----4

第1回自然エネ市民委員会開催される

新エネ利用特措法の問題点浮き彫りに

前号(第13号)でお知らせした通り、GENが主催する「自然エネルギー市民委員会～新エネ利用特措法を検証する～」の第1回会合が、9月26日、東京・永田町の参議院議員会館の会議室で開かれ、委員・オブザーバー・傍聴者としてNGO・自然エネルギー事業者・自治体・国会議員及び秘書・関係省庁・電力会社など約60人が参加しました。

市民委員会全体の趣旨は前号でお知らせした通りですが、第1回会合は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(新エネ利用特措法)をめぐる現時点での情報共有と論点の「頭出し」を目的として、開催しました。

まず、新エネ利用特措法をめぐる最新の状況と、利用目標・基準利用量の設定を始めとする様々な論点について、GENが情報公開請求で入手した政府内資料の分析を踏まえ、飯田代表から説明されました。なおこの中で、先に7月にGENが資源エネルギー庁に出した質問状に対し、福島瑞穂参議院議員の質問主意書への政府の答弁書をもってGENへの回答とする旨の連絡があったことも紹介されました。

その後、電気事業法との関係、電力系統への優先接続の問題、割当(クォータ)の「エネルギー源別」がありうるか、資源エネルギー庁は(結果的になくなった)証書をやりたかったのか、先行している民間の証書はどうか、などについて、意見交換が行われました。

次いで廃棄物発電の問題について、環境総合研究所の池田こみちさんにご報告頂き、引

き続き意見交換を行いました。NGOの委員から、新エネ利用特措法の最大の問題だ、CO2排出増も懸念される廃プラスチック発電をどうするのか、など厳しい指摘が相次ぎました。

引き続いての総合討論では、自然エネルギー事業者の委員から、目標値・系統連系・市場や事業の安定性・電力会社間の「肩代わり」などに懸念が示されました。

最後に、自然エネルギー促進議員連盟事務局次長の福島瑞穂参議院議員から、議員連盟は自然エネルギー促進のためにチェック・監視を行うように位置づけをし直そうと思っている旨の発言がありました。

なお今回は資源エネルギー庁のオブザーバーが多忙により欠席だったため、質問や確認が十分に出来ないことがありました。

今回は第1回の会合だったので、広く発言を頂き、情報共有と論点の「頭出し」という目的は概ね果たせたと思われます。第1回会合の当日配布資料や議事録はすべてGENのホームページに掲載していますので、どうぞご覧下さい。

また第2回以降の内容は前号でお知らせした通りですが、日程が下記の通り決まっています。どうぞ多数ご参加下さい、お待ち致しております(傍聴ご希望の方は事務局までお知らせ下さい)。

第2回 10月24日(木) 15:00～17:00、
参議院議員会館第3・4会議室(東京・永田町)

第3回 11月28日(木) 15:00～17:00

第4回 12月19日(木) 15:00～17:00

ヨハネスブルク・サミット代表団に同行して
下平 真弓

去る8月26日から9月4日に、ヨハネスブルクで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」に、GENの臨時スタッフとして参加するという幸運な機会を得た。

私は環境分野の専門家でも、NGOの活動家でもない。毎日の生活の中で、“持続不可能”とならないよう自分なりに工夫している程度である。にも関わらず、今回のチャンスを得ることができたのは、主に、サミットの会場となった南アフリカ共和国での多少の経験があったことによる。つまり、ロジスティクスな任務を負うことを期待されたのであった。

具体的には主に二つある。一つは、ISEP（環境エネルギー政策研究所）などと共催した「持続可能なエネルギー政策とローカル・コミュニティーズ」と呼ばれるワークショップの準備。もう一つは、滞在那のものを円滑に運ぶための雑務だ。現地の宿泊施設の事情から、ある民間アパートを他のNGO団体と共同で借りることになり、トイレトペーパーの買出しから鍵の管理など、ホテル滞在とは違った事情に対応する必要があったのだ。

実際、開催地がヨハネスブルクである（正確には、街の北の郊外に位置する人口13万ほどの新興都市、サントンであったが）が故の労苦も、多く発生した。その最たるものが、移動の困難な事情にあった。それは何故か？

第一に、主催国である南アフリカの準備不足があげられるだろう。参加者は主に、次の4ポイントの間の移動を要した。サントン国際会議場、パラレルイベントなどが開催されたナズレック地区とウブンドゥ地区、そして各自の宿泊施設。この間を移動するのはタクシーか、主催者が用意したシャトルバスのどちらかになるが、バスは時に乗り場で30分以上も待たなければならず、タクシーもバスも渋滞に巻き込まれた場合には、サントンとナズレック間が1時間、ホテルとサントン間が2時間近くかかることは珍しくなかった。時には、ドライバーが場所を把握していないために道に迷ったり、入場許可を得て

GEN 海外情報

飯田 哲也

欧州の自然エネルギー政策動向

[英国]

英国では、2002年4月から、いわゆる「RPS」（再生可能エネルギー供給割当義務・英国では「再生可能エネルギー供給義務」(RO)と呼ばれる）が施行され

いなかったりと、笑い話のような事態もあった。

第二に、劣悪な治安だ。ヨハネスブルクの犯罪発生率世界一の悪評は知られて久しいが、現実には以前にも増して酷くなっていた。期間中も、政府代表団が「ホールドアップに遭って撃たれた」、「夜中にホテルの部屋に侵入され強盗に遭った」など、連日寒気のするような事件が起きていた。そして、地元で知り合った黒人女性は、「ダウントウンじゃ毎日のように強盗事件があるわ」と言っていた。この治安の悪さが、移動をさらに困難にし、ひいては代表団の活動を大なり小なり、物理的だけでなく精神的にも妨げていたのだ。

「リオの時に比べて遥かに大変だよ」と、地球サミットにも参加したというバルセロナ市からの代表がぼやいていたが、10年前を知らない者としても頷けた。と同時に、自分の役目が間違いなくあった、と確信できたのだ。

サミットの結果としては、世界191ヶ国から、104人の首脳、8,227人のNGO関係者など総計（地元新聞によると）約4万5千人が参加するなど、史上最大の国際会議となった。それは、地球上の課題に対する意識の高まりを表していると言えるだろう。そして、協議でぶつかり合う中で、より有効な解決策をさらに探り実行する必要性を再認識できたのではないか？特に、400人近くが参加した日本のNGO関係者間では、密接に共有・協力し合っていたように思う。

しかし、京都議定書の批准を拒否した米国首脳は参加せず、再生可能エネルギーを推進するための数値目標は盛り込まれず、貧困層が拡大している中で途上国へのODAの0.7%達成期限が明記されずに終わった。「これはリオ+10ではなくリオ-10だ」と評されるのも仕方ないかもしれない。

それでも、私は個人的には「マイナス」だとは考えたくはない。どんな錯誤も一進一退はつきもので、一退を恐れて錯誤はできないし、“一退した”状態でこそ底力が発揮される場合もあるからだ。今こそが、我々一人一人の力が試されている時なのかもしれない。

ているが、その政策の検証をウインドパワー・マンスリー誌が2002年10月号で特集している。意見は楽観論・悲観論に分かれており、とくに悲観論は主に3点からなる。第1に、これまでの競争入札方式(NFFO)における「失敗」、すなわち、地域環境アセスメントと地域社会における社会的合意に関して新しい制度は何も解決策を提示していないこと、第2に、異なる自然エネルギー技術間での競争は「革新的な自然エネルギー技術」を促進せず、むしろ開発

を阻害する懸念があること、第3に投資リスクが高まることが開発全体を鈍らせるのではないかという金融市場からの懸念である。英国の風力市場は洋上風力の開発に向かっているが、2002年秋時点では、まだ7万kWの成約にすぎず、今度の動向が注目される。

[オーストリア]

2002年9月4～5日にスイス・サンモリッツで開催された第2回欧州グリーン電力マーケティング国際会議で明らかになったところによれば、2001年7月から施行されていたオーストリアのRPS制度が機能しないことを理由に、ドイツ型の固定価格制度に見直す方針であるという。オーストリアでは、小水力のみをRPS制度で取引し、他の太陽光、風力、バイオマス等をドイツ型の固定価格制度で導入する制度を導入していたが、小水力のRPS制度は、(1)市場が小さく流動性がないこと、(2)適切なペナルティがないこと、などから市場が機能しないと判断された。日本にも重要な教訓になると思われる。

米国の自然エネルギー政策動向

[テキサス]

米国では、2001年度に約160万kWの風力発電が設置され、そのうち93万kWがテキサス州に集中したため、RPS制度の「唯一の成功例」として注目されたが、一転、今年は普及が止まっている。これは、昨年暮れに連邦政府による自然エネルギーに対する税制優遇が打ち切られたためであり、ここでも適切な普及制度の必要性が教訓として得られる。

[カリフォルニア]

カリフォルニアでは、9月14日に新しい自然エネ

欧米でめざましく伸びる「グリーン電力」 大林 ミカ

九月から一〇月にかけて、スイスとワシントンで、欧州レベルと合衆国レベルと、二つのグリーン電力に関する国際会議が開催された。「グリーン電力」とは、電力分野の自然エネルギーの利用の呼称であり、特に環境価値を持って電力市場で流通する自然エネルギーを指す。各国では、消費者が自然エネルギーからの電気を選択する「グリーン料金」や、電気料金に上乗せして自然エネルギー施設のための資金を積み立てる「グリーン電力基金」などのプログラムが活発に行われている。電力市場が自由化されている地域では、グリーン電力を専門に卸・小売りするグリーン電力事業者も現れ、自然エネルギーが大きく普及している。

今回行われた会議で、特に印象的だったのが、アメリカの自治体や大学に広がるグリーン電力の購入

ルギー制度を議会で採択した。基本的にはRPSをベースとするものだが、随所に工夫が見られるため、日本での制度化以前の参考になるものと期待される。カリフォルニア公益事業委員会へのヒアリング(2002年10月2日)をもとに速報する。

・目標値：2017年までに20%

・規制対象：株主所有の電力会社3社(PGE, Edison, SDG&E)

・3社は毎年RE比率を1%増加する義務

・現状：PGEが13%, Edison10%, SDG&Eは1%

・価格メカニズム

1)天然ガス火力などを参照して「ベンチマーク価格」(2～3セント/kW時程度)を決定する。

2)各3社は自然エネ事業者と契約もしくは自社発電をするが、「ベンチマーク価格」を越える費用は、CEC(カリフォルニアエネルギー委員会)の予算(SBCファンドと呼ばれる)で支払う

3)これにより、電力会社は高値買取の回避(1980年代のPURPAの教訓)、自然エネ事業者は比較的高値の保証がなされる

・未決事項

1)ペナルティは、ベンチマーク価格と実際の買取との差額程度?で検討中(自然エネ比率未達の場合でも、ベンチマーク価格は他の電源で負担しているからと言う理屈)

2)予算の配分方法と予算が足りるかどうかが(CECの検討事項)

3)証書の流動性(州外取引など)

である。公共性を持ち、電力消費量が非常に多い組織が一括してグリーン電力を購入することは、市民に対する高い教育効果と自然エネルギーの大幅な普及に役立っている。たとえばニュージャージー州では、年間の電力消費量の一二%、八六〇〇万kW時のグリーン電力を購入している。これは、日本だと二・五万世帯分近くの消費量にあたる。また、環境保護庁が主導し、自治体、企業、政府関連、発電事業者など八五の団体からなる「グリーン電力パートナーシップ」を立ち上げ、全体で年間五億三千万kW時のグリーン電力の買い取りを行っている。

欧州では、企業のグリーン電力購入が非常に盛んである。特にオランダでは、グリーン電力の市場に占める割合が一三%にも上っている。

一方、日本では、購入可能なグリーン電力「商品」は、まだ一つしかない。市場の活性化には多くのプレーヤーの参加が必要である。今後、電力市場が自由化されるに連れ、低廉な電気料金のみを求める動

きがさらに加速していく。その流れの中、環境の視点を守っていくためには、電力の差異化を図るグリーン電力プログラムは、非常に有効な方策となる。

インターンシップと情報公開請求について 笹川 桃代

今年の8月半ばからGENでインターンをさせて頂いている笹川桃代です。私はこの春から東京大学の大学院生として環境学・開発学について学んでいます。1年後の修士論文の作成に向けて、机の上と現場を往復しながら面白い研究テーマを探そうと、自然エネルギー市民委員会の開催業務を中心に今年の末まで勉強させて頂きます。よろしくお願ひします。

今回は私が手伝っている仕事の1つである資源エネルギー庁へのRPS法に関する情報公開請求について紹介いたします。

情報公開請求の目的

今年の5月に国会で成立したRPS法は今後12月頃までに政省令が策定し、詳細な運用方法が決定されます。私たちGENは政省令を少しでも自然エネルギー促進に資するものになるように、また三年後の法の見直しも見越して、引き続き監視を続けていきます。その一つの手段として、情報公開請求を行い、その資料を検討することによって、政府がRPS法を有効であるとしている根拠の妥当性について検証していこうとしています。

請求の内容と反応

資源エネ庁に対して以下のような資料を請求しました。

情報公開請求資料

1. 3月15日に閣議決定された『電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案』に関して、内閣法制局との協議、省庁間協議、与党説明資料一切。
2. 1の追加として、与党説明時、省庁間協議時、内閣法制局との協議時議事録等、協議経過を説明する資料一式。
3. 平成13年7月31日から開催された『総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会』に関して、小委員会の委員人選、審議、にかかる参考資料一式（経済産業省内での検討資料、部会長との通

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-21 戸田ビル 4F

TEL:03-5366-1186 FAX:03-3358-5359

E-mail: gen@jca.apc.org

URL: <http://www.jca.org/~gen/>

日本でも、さらに「グリーン電力」の認知度が上がり、今後、さまざまなプログラムが創出されていくことを望む。

信資料)。小委員会のシミュレーションで用いられた各新エネルギー源別の費用供給曲線およびその根拠・算定資料。

以上のような請求を行いました。3の供給曲線に関する資料については、「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人その他の団体の正当な利益を害するおそれがある」、「当該事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある」等という理由によって不開示決定が出されました。また、その他の資料の中にもあまり関係がないと考えられる資料が大量に届けられました。

資料を見て感じたこと

公開された資料を目にして驚いたことは、妥当性検証に重要だと思われるような数値データがことごとく黒塗りされていたことです。私たちが情報公開請求権を持ったところで、実質的に多くの情報が公開されないのでは画餅でしかありません。このような状況において、一体誰が政府の出す政策の妥当性を検証できるのでしょうか。この経験は私に「ここは本当に民主主義国なのだろうか」と深く考え直させるきっかけとなりました。

今後とも引き続き情報公開資料の検証を行い、随時自然エネルギー市民委員会で公開していく予定です。（すでに第一回市民委員会では「政省令の議論すべき論点」という配布資料の中に論点が整理されています。「情報公開請求で請求した政府内資料」はその元資料となります。GENのHPをご覧ください）

終わりに

才能あふれるすばらしい方達の中でインターンをする機会をいただけた私は本当に幸運でした。私が関わっている仕事も大学にいては決してできないようなものばかりで、私にとっては毎日が刺激的であり、楽しく、そして非常に勉強になっているとひしひしと感じています。みなさま、今後ともよろしくお願ひいたします。

（笹川桃代：東京大学大学院新領域創成科学研究環境学専攻国際環境協力コース修士課程1年）

編集後記 今回ニュースレターの編集を手伝わさせていただきました岸香織と申します。9月からGENにやってきました。東京学芸大学大学院で環境教育を専攻しております。GENに来て、今まで未知の世界だったエネルギーの分野を垣間見て、日々新しい発見の連続です。これから、どうぞよろしくお願ひ致します。次号は、安間さんにこれまでの感想や総括などを書いていただくことと予定しておりますので、どうぞお楽しみに。(岸)